平成２６年（フ）第１１０号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場1955番地
債務者　髙橋　聖幸
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１１８号
群馬県渋川市渋川223番地２
債務者　三枝功二郎
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１１９号
群馬県前橋市堀越町843番地５　メゾンアムールⅡ１－Ｂ号
債務者　中田　康弘
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２１号
群馬県吾妻郡草津町大字草津282番地12
債務者　石黒　正弘
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２２号
群馬県前橋市上細井町168番地４　久家貸住宅南東棟
債務者　入澤　照男
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１３０号
群馬県伊勢崎市富塚町254番地７　マルベリーホームズ103
債務者　工藤　久美
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１３１号
群馬県前橋市大前田町1550番地４　赤城ハイツＢ―202号
債務者　風間　成茂
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９９号
群馬県高崎市小八木町2039番地６　マイライフ小八木102号
債務者　泉谷　麻衣
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１３６号
静岡県駿東郡長泉町本宿110番地の１　メゾンあゆつぼ307号、前住所静岡県沼津市本白銀町488番地の６　和光マンション２―306
債務者　神尾　　恵
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第９２号
静岡県富士宮市杉田1279番地の３
債務者　若林　瑞恵
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３７号
三重県松阪市下村町869番地５　エテルネール103
債務者　井上　朋美
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第４１号
三重県多気郡明和町大字竹川1110番地２
債務者　新井麻由美
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第４３号
三重県松阪市宝塚町830番地13
債務者　角谷　省五
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第３４６号
京都市伏見区向島津田町135番地１　コーポ高矢301号
債務者　上田　晃枝
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３４７号
京都市伏見区向島津田町135番地１　コーポ高矢301号
債務者　上田　裕己
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３９１号
京都市右京区西京極北裏町９番地３
債務者　インテリア樋口こと　樋口　彰吾
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４５７号
京都市西京区川島東代町20番地の２
債務者　中崎　隆夫
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係